

業 務 委 託 標 準 仕 様 書

I. 標準仕様書

1 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、四日市市上下水道局の指示する国道、鉄道軌道、河川等を横断する重要管路にセンサーを設置して毎日の測定データをクラウドサーバへ蓄積保存する。その結果から漏水の判定を行い、常時データ状況をパソコン等からアクセス可能(可視化)な遠隔漏水監視システムを仕様書に基づき業務委託するものである。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.6 公益確保の義務

受託者は、実務を行うに当たっては公益の安全・環境その他の公益を害することの無いようにつとめなければならない。

1.7 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって委託者の契約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者通知書 (ニ) 業務計画書 (ホ) 完了届 (ヘ) 写真帳(ト) 業務委託料請求書等 (チ) 打合せ議事録

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.8 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者として水道管路施設管理技士2級以上の有資格者を配置し、業務を行わせなければならない。

(2) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.9 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出しなければならない。

1.10 審査

- (1) 受託者は、業務完了後に委託者の審査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.11 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出書類を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1.12 支払い

委託料の支払い方法は完了払とする。

1.13 関係官庁等との協議

受託者は、関係官庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもつこれに当り、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者の協議によるものとする。

第2章 提出図書

1. 提出図書

成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 写真帳 | 1部 |
| (2) 委託期間の全監視データ | 2部 |

クラウド型 IoT 遠隔漏水監視業務委託特記仕様書

(四日市市上下水道局)

1. 業務名 クラウド型 IoT 遠隔漏水監視業務委託
2. 業務内容 市内 10 箇所の重要管路に 22 基のログセンサーを設置する。
3. 漏水監視箇所及び監視対象

No.1	松原町	近鉄名古屋線
No.2	富田一丁目及び富田四丁目	近鉄名古屋線
No.3	霞一丁目	霞大橋水管橋
No.4	大字羽津	国道 23 号線横断
No.5	赤堀一丁目ほか 2 町	あすなろう鉄道
No.6	馳出町二丁目	近鉄名古屋線
No.7	日永東三丁目及び大字六呂見	JR 関西本線
No.8	大字塩浜	国道 25 号線横断
No.9	大治田三丁目及び河原田町	河原田橋水管橋
No.10	小古曾三丁目	あすなろう鉄道

4. 業務期間 契約の日から令和 7 年 3 月 31 日
5. センサーの設置及び撤去
 - 1) センサーの設置作業を受託者にて行うこと。
 - 2) センサー設置に必要なケーブル等の材料は、受託者の負担により行うこと。
 - 3) 委託期間終了時のログセンサーの撤去は、受託者の負担により行うこと。
6. 漏水検知の機能
 - 1) 指示した管路（仕切弁）にセンサーを設置し、測定データの収集を行う。
 - 2) 測定は水道の使用が少ない深夜時間帯とし、120 分以上計測できるものとする。
 - 3) センサーの不具合により、測定及びデータ収集が不能となった場合は、監督職員に通知し迅速に復旧すること。

7. 通信監視システムの機能

- 1) センサーから通信伝送される測定データは、毎日記録しクラウドサーバへ蓄積管理されるものとする。
- 2) クラウドサーバへ保存された測定データから適正な漏水基準を設けて、判定を行うこと。
- 3) 漏水判定がでた場合、クラウドサーバを経由して、委託者の指定するメールアドレスへAM8：30までに警報メールで通知すること。
- 4) クラウドサーバについては24時間動作し、蓄積された測定データ、トレンドグラフ等の監視状況が閲覧できること。
- 5) 通信不良等により監視状況が確認できない場合、監督職員に通知し迅速に復旧すること。
- 6) 監視状況により正確な検証データが得られない場合、及び、管路更新等により監視の必要がなくなった場合は、監督職員の指示する監視箇所に変更する。

8. 漏水判定後の漏水調査

- 1) 異常値を測定した場合、委託者が漏水調査を行う。
- 2) 委託者より漏水調査の協力を求められた場合、受託者は応じること。

9. 漏水監視業務報告書

- 1) 写真帳（現場状況及びセンサー設置状況）
- 2) 漏水監視委託期間の全データ（漏水検知から漏水修繕後比の比較データ）

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。